

# 第10章

## 茨城県からのお知らせ

---

- 1) 茨城すまいづくり協議会
- 2) すまいの相談会
- 3) 耐震診断・改修に関する情報提供
- 4) 完了検査を受けましょう
- 5) 茨城すまいの相談カルテ
- 6) 省エネルギー住宅の重要性について
- 7) すまいバンクとすまいに関連した助成制度
- 8) 茨城すまいの情報館
- 9) すまいづくりに関する各種お問い合わせ先

## 1) 茨城すまいづくり協議会

- 1-1
- 1-2
- 1-3
- 1-4
- 2-1
- 2-2
- 2-3
- 2-4
- 2-5
- 2-6
- 2-7
- 3-1
- 3-2
- 3-3
- 4-1
- 4-2
- 4-3
- 5-1
- 5-2
- 5-3
- 5-4
- 5-5
- 5-6
- 5-7
- 6-1
- 6-2
- 7-1
- 8-1
- 9-1
- 9-2
- 9-3

茨城すまいづくり協議会より

消費者の皆様へ 制度のご案内 (令和6年度)

# 安全・安心な住宅リフォームをめざして。



茨城すまいづくり協議会は、茨城県と県内の住宅関連団体(※1)が相互に緊密な連携を図って、住宅リフォーム等の推進に向けた事業の展開を図っております。県民の皆様へ住宅リフォームや住宅耐震改修等に関するアドバイザーの派遣や、住宅リフォーム工事登録事業者の中から安心して施工業者を選択できる制度です。

**1** 住宅耐震・リフォームアドバイザー派遣制度

**2** 住宅リフォーム事業者登録公開制度

**3** 住宅リフォーム相談・広報制度

## 1 住宅耐震・リフォームアドバイザー派遣制度

身近な相談パートナーを派遣します。

県民の皆様へ適正で安全・安心な住宅リフォームを実現していただくため、中立的立場の建築の専門家(※2)を、身近な相談パートナーとして派遣し、皆様の要望を支援する制度です。

リフォーム工事を計画しているあなたに専門家が相談に応じます。

**茨城県に登録したリフォームアドバイザーが、**  
**リフォームに関する専門的な事前のアドバイスを現地にて相談に応じます。**

県民の皆様を悪質業者によるリフォーム被害から防止し、安全・安心で良質なリフォームを行うための事前の相談が出来る仕組みです。リフォームの実現に向け、リフォームアドバイザーを派遣して(有料)、リフォーム計画に専門家が中立的立場で、わかりやすいリフォーム工事のアドバイスを行います。あなたのお近くのアドバイザーを派遣します。

■派遣のお問合せ：(一社)茨城県建築士事務所協会 (<http://www.i-jk.org/reform>)  
TEL: 029 (305) 7771

※1 茨城県(住宅課・建築指導課・監理課・林政課・消費生活センター)・(一社)茨城県建築士会・(一社)茨城県建築士事務所協会・(一社)茨城県建設業協会・(公社)茨城県宅地建物取引業協会・茨城県住宅協会・全建総連茨城県建築連合会・茨城県木材協同組合連合会・(一財)茨城県建築センター  
 ※2 茨城県木造住宅耐震診断士を対象に、住宅耐震・リフォームアドバイザーとして講習会を受講し茨城県に登録された建築士の方々です

## 2

## 住宅リフォーム事業者登録公開制度

## 登録リフォーム事業者を公開します。

県民の皆様を悪質な業者からのリフォームでの被害を防止し、安全・安心で良質なリフォームが行われるよう、茨城すまいづくり協議会が認定する一定の基準を満たし、登録されている信用のおける県内の住宅リフォーム事業者を公開している制度です。



茨城すまいづくり協議会  
リフォーム事業者登録

※登録事業者はこのマークが目印です

信頼できるリフォーム事業者の中から  
リフォーム計画に適した事業者を選択できます。

茨城県内の信頼出来るリフォーム事業者を登録し、  
信用のおける事業者を選んで安心してリフォーム工事が行えます。



県民の皆様を悪質業者によるリフォーム被害から防止し、安全・安心で良質なリフォームを行うことが出来る仕組みです。リフォームの実現に向け、リフォームアドバイザーの助言を受けて、リフォーム計画に適した事業者（登録事業者80社 ※R6.2.1現在 [www.ibaraki-reform.com](http://www.ibaraki-reform.com)参照）一覧から選択いただけます。リフォーム工事の内容にあった事業者や、あなたの近くの事業者をお選びください。

## 3

## 住宅リフォーム相談・広報制度

県内各市にて「住まいの相談会」を開催しています。

建築計画、耐震診断、リフォームなど住宅に関するさまざまな相談について、建築の専門家（建築士）が無料でお答えします。（事前予約制）

開催日時・開催場所・ご予約方法につきましては、茨城県住宅課ホームページ又は次ページ（p108、109）をご覧ください。



相談会に関するお問合せ：茨城県土木部都市局住宅課（TEL：029-301-4755）  
<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/jutaku/minkan/02soudankai/soudankai.html>

消費者向けセミナーを開催しています。

消費者向けセミナーは、住宅リフォームをお考えの消費者の方に、リフォームに関するポイントをご紹介します、安心して満足のいくリフォームを実現していただくことを目的としています。

※令和6年度の開催等については、茨城すまいづくり協議会のホームページをご覧ください。  
<http://www.ibaraki-reform.com/>



## 2) 住まいの相談会

# 住まいの相談会をリニューアル!!



### 主な変更ポイント

- ・県内各市にて開催します。
- ・事前予約制とします。



リフォーム工事の見積を取ったけど、この工事内容で大丈夫かしら・・・

こんなお悩みに...!

施工内容や工法について、第三者の意見も聞きたい!

耐震診断をして補強をしたいけど、どんな方法があるのかな?



…建築士が無料でお答えします!

### 令和6年度開催スケジュール

開催月	開催日 (曜日)	市町村	場所 (開催市以外の方も利用可)
令和6年4月	17日(水)	水戸市	水戸市役所本庁舎5階「相談室」
5月	17日(金)	古河市	古河市役所三和庁舎3階「会議室A」
6月	13日(木)	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市役所付棟1階「第3会議室」
7月	19日(金)	鉾田市	鉾田市役所2階「大会議室」
8月	20日(火)	那珂市	那珂市中央公民館「講座室」
9月	18日(水)	つくば市	つくば市役所本庁舎2階「防災会議室3」
10月	17日(木)	常総市	常総市役所本庁舎1階「市民ホール」
11月	20日(水)	北茨城市	北茨城市役所 多目的棟
11月	16日(土)or23日(土)	行方市	霞ヶ浦ふれあいランド(行方市民まつり会場)
12月	18日(水)	土浦市	土浦市役所本庁舎2階 「土浦市男女共同参画センター研修室1・2」
12月	19日(木)	坂東市	坂東市役所本庁舎1階「会議室1-1、1-2」
令和7年1月	15日(水)	笠間市	笠間市役所本所2階「2-7会議室」
2月	20日(木)	筑西市	筑西市役所本庁舎4階「4A研修室」
3月	21日(金)	石岡市	石岡市役所本庁舎(仮)

- ・開催時間は午前10時から午後4時まで(正午から午後1時を除く)
- ・相談時間は1組あたり50分程度
- ・予約は開催前月の1日から受付(先着順)

詳細は、茨城県住宅課のホームページをご覧ください。  
(URL: <https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/jutaku/minkan/02soudankai/soudankai.html>)



住まいの相談会のページへ  
(県住宅課 HP)

1-1
1-2
1-3
1-4
2-1
2-2
2-3
2-4
2-5
2-6
2-7
3-1
3-2
3-3
4-1
4-2
4-3
5-1
5-2
5-3
5-4
5-5
5-6
5-7
6-1
6-2
7-1
8-1
9-1
9-2
9-3

## ご予約から相談会までの流れ

当日は、ご予約の時間に遅れないようにご来場ください。



### かんたん 2 ステップ

いばらき電子申請・届出システムへ必要事項を入力し、送信



申請完了の自動返信メールが届きます。これで予約は完了！  
(メールが届かない場合には、お手数ですが茨城県住宅課までお電話ください。)



- ※予約をキャンセルされる場合には、お電話にて承ります。
- ※電子申請によるお申込みが難しい場合には、問合せ先までご連絡下さい。  
(問合せ先 ☎ **029-301-4755** 茨城県住宅課民間住宅・住宅指導 G)



住まいの相談会ページ  
(県住宅課 HP)

### ◇ご相談にあたっての注意事項

設計や工事における技術的な疑問や質問にお答えします。  
具体的なアドバイスができるよう、ご相談内容に応じて「図面」や「写真」をお持ちください。

### その他ご相談先のご案内



#### 住まいるダイヤル

国土交通大臣指定の相談窓口です。  
受付10時から17時(土日、祝休日、年末年始を除く)  
住宅に関するお困りごとの相談対応やリフォーム見積チェックサービス(無料)を実施しています。  
☎ **0570-016-100** (03-3556-5147 もご利用いただけます。)



(公財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター HP

#### 消費生活(契約上のトラブル等)に関するご相談

事業者との契約トラブル等についてのご相談については、お近くの消費生活センターにご相談ください。  
☎ 消費者ホットライン **188** (お住まいの近くにある消費生活相談窓口につながります。)



県及び市町村消費生活センター  
(県生活文化課 HP)

#### 茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー派遣制度(有料)

実際にお宅へ伺い、現場を拝見しながらリフォームについてのアドバイスを行います。  
派遣については、一般社団法人茨城県建築士事務所協会までお問合せ下さい。  
☎ **029-305-7771**



(一社) 茨城県建築士事務所協会 HP

### ～リフォーム事業者をお探しの方へ～

茨城すまいづくり協議会では、**リフォーム事業者の公表**をしています。  
リフォーム事業者選定にお役立て下さい。

※茨城すまいづくり協議会は、茨城県と住宅関係団体等が連携を図り、住宅及び住宅リフォームの推進に向けた事業を図ることを目的とした組織です。 茨城すまいづくり協議会 HP

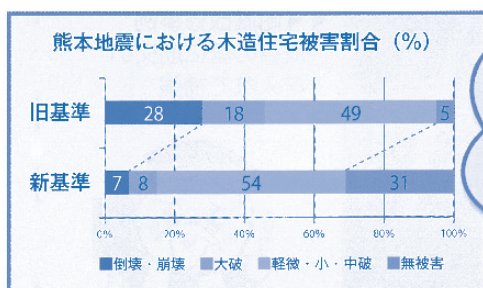


## 3) 耐震診断・改修に関する情報提供



あなたの住まいは大丈夫!?

昭和56年6月に建築基準法の構造規定が強化されました。  
昭和56年5月以前に旧基準で着工された建物の中には地震で倒壊する危険性が高いものがあります。



新基準 (昭和56年6月以降に着工) と比べ  
旧基準 (昭和56年5月以前に着工) の建物は  
**倒壊・崩壊率 約4倍!**

※熊本地震における被害

出典：熊本地震における建築被害の原因分析をめぐって（国土交通省）

### 耐震診断・耐震改修で 安心な住まいに



耐震診断・補強設計・耐震改修をする場合、補助金が活用できる場合があります。詳しくは裏面へ⇒

お住まいが昭和56年5月以前着工の木造住宅の場合は・・・

## Step1 耐震診断

まずは耐震診断をして、地震に対する強さを調べましょう。専門家に依頼し、図面や建物の状況から、建物の強さを診断します。（天井裏の調査を行う場合があります。）

県では耐震診断を行う「木造住宅耐震診断士」を養成しています。



耐震性がないと判定されたら・・・

## Step2 補強設計

耐震診断の結果、改修が必要となった場合は補強設計を行い補強方法を決定します。補強設計にあたって壁等をはがす場合もあります。

## Step3 耐震改修

補強方法が決まったら実際に耐震改修を行います。住まいながらの工事も可能な場合があります。

(例) 筋交い・合板による壁の補強  
金物による柱梁接合部の補強

## 補助制度を活用しましょう

- ✓お住まいの市町村によっては耐震診断、補強設計、耐震改修の費用補助を受けることが出来る場合があります。
- ✓補助の対象は昭和56年5月以前に着工した木造住宅です。

### ●木造住宅耐震診断補助

#### ・耐震診断士派遣事業

補助制度を活用すると自己負担額数千円程で診断が受けられます。

### ●木造住宅補強設計・耐震改修補助事業

設計・工事費用の一部を補助します。

- ◆補助制度の有無や内容は市町村によって異なります。市町村の窓口は県のホームページでご確認いただくか、下記連絡先までお問い合わせ下さい。



◀◀耐震改修事例  
・既存の壁に筋交いを入れて補強

## 地震に強い、安心・安全な住まいへ!

✓耐震改修をすると、補助とは別に所得税・固定資産税の軽減が受けられる場合があります。詳しくは国税庁のHPをご覧ください。最寄りの税務署・市町村税務関係課にお問い合わせ下さい。

✓県のHPでは、県が認定した木造住宅耐震診断士の名簿や、補助事業を実施している市町村のリストを公開しています。



茨城県 耐震 🔍 検索

→耐震診断・改修に関する情報提供/茨城県



茨城県土木部都市局建築指導課  
〒310-8555 水戸市笠原町978-6  
TEL : 029-301-4716  
FAX : 029-301-4739

- 1-1
- 1-2
- 1-3
- 1-4
- 2-1
- 2-2
- 2-3
- 2-4
- 2-5
- 2-6
- 2-7
- 3-1
- 3-2
- 3-3
- 4-1
- 4-2
- 4-3
- 5-1
- 5-2
- 5-3
- 5-4
- 5-5
- 5-6
- 5-7
- 6-1
- 6-2
- 7-1
- 8-1
- 9-1
- 9-2
- 9-3

## 4) 完了検査を受けましょう

### ○建物が完成したら、完了検査を受けなければなりません

#### ■確認申請

建築物を建築しようとする場合、その計画が建築基準法に適合していることの確認を受けることになっています。しかし、実際の工事が計画通りに適正に行われなければ、欠陥住宅や違法建築等になってしまうおそれがあります。

#### ■完了検査

そのため、工事を完了したときは完了検査を受けることが建築基準法により義務付けられています。完了検査は、工事が完了した時点で、その建築物が関係法令に適合しているかを検査するもので、法令に適合していれば、検査済証が交付されます。

#### ■完了検査を受けないと…

検査済証は適法建築物の証明書であるため、検査済証が無いと公的融資を受けることができません。また、将来建築物を売買するときにその建築物が違法建築物の可能性があるため、資産価値が減少することがあります。

## 5) 茨城住まいの相談カルテ

茨城住まいの相談カルテは、県民の住まいづくりに関する様々な疑問や問題等に対し、(一社)茨城県建築士事務所協会が窓口になり、中立的な立場から専門家として関連団体の協力を得て、問題解決へのアドバイスや相談を行うものです。カルテと称したのは、ちょうど病気やけがの治療のように、住まいづくりに関する問題や心配ごと等に対し、単発的に相談を行うのではなく、問題解決の過程で発生するいろいろな課題等も含め、その解決に向けて継続的な相談やアドバイスを行なおうと考えているからです。

◎送付先 (一社)茨城県建築士事務所協会「茨城住まいの相談カルテ」担当係

◎住所 〒310-0852 水戸市笠原町978-30 建築会館2階

◎電話等 TEL 029-305-7771 FAX 029-305-7791





## 6) 省エネルギー住宅の重要性について

### ○ 省エネルギー対策の重要性について

近年、短時間豪雨の観測回数増加や記録的な猛暑などの極端な気象現象が観測されており、気候変動の影響と考えられています。

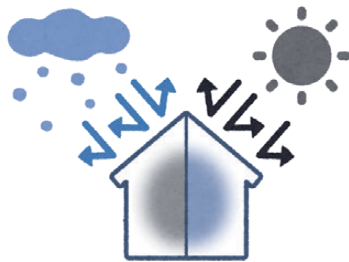
地球温暖化対策の取組みを進めるためには、私たち一人ひとりがエネルギーを効率的に使い、ライフスタイルを環境に配慮したものへ見直すことが重要です。

### ○ 省エネルギー住宅とは

日本の家庭の年間エネルギー消費の約30%を暖冷房が占めています。家庭での省エネルギーの取組みにおいて、暖冷房のエネルギー消費を抑えることは、とても効果的です。

省エネルギー住宅とは、この暖冷房のエネルギーを抑えることのできる住宅です。

冬は室内の温かい空気が逃げない「断熱性」、夏は室外からの熱が室内に侵入しない「日射遮蔽性」、隙間を減らし、室内外での空気の移動を少なくする「気密性」を高めることで、少ない暖冷房エネルギーで快適に過ごすことができます。



#### 住宅に出入りする熱

- 多くは窓などの開口部から逃げ、侵入します
- 暖房使用時に外に熱が逃げる割合の例  
開口部58%、外壁15%、その他27%
- 冷房使用時に外から熱が入る割合の例  
開口部73%、屋根11%、その他16%

出典：経済産業省「省エネポータルサイト」

住宅の断熱性、日射遮蔽性、気密性を高めることで室内外の空気の出入りを少なくする

### ○ 省エネルギー住宅で快適な暮らしを

省エネルギー住宅は、エネルギーの消費を抑えるだけではありません。

室内の温度が一定に保たれ、「冬は暖かく、夏は涼しい」快適な生活を送ることができます。例えば、冬のヒートショックの危険性の低減や、結露の防止にも繋がります。

また、エネルギーの消費量が減ることで光熱費の節約に繋がります。

#### 省エネルギー住宅の4つのメリット

- ① 快適さ  
真冬や真夏でも少ない暖冷房エネルギーで過ごしやすい。
- ② 経済的  
光熱水費が節約できる。
- ③ 健康的  
結露によるカビやダニの発生を抑制できる。  
ヒートショックのストレスが少ない。
- ④ 耐久性  
結露による木材などの腐朽や建材の劣化が抑制される。

詳しくは経済産業省ホームページをご覧ください。

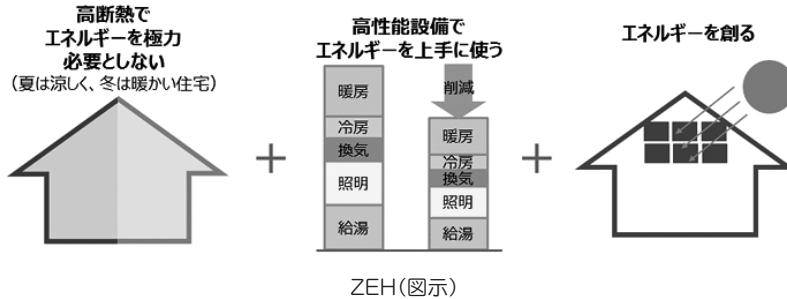
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/general/housing/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index.html)



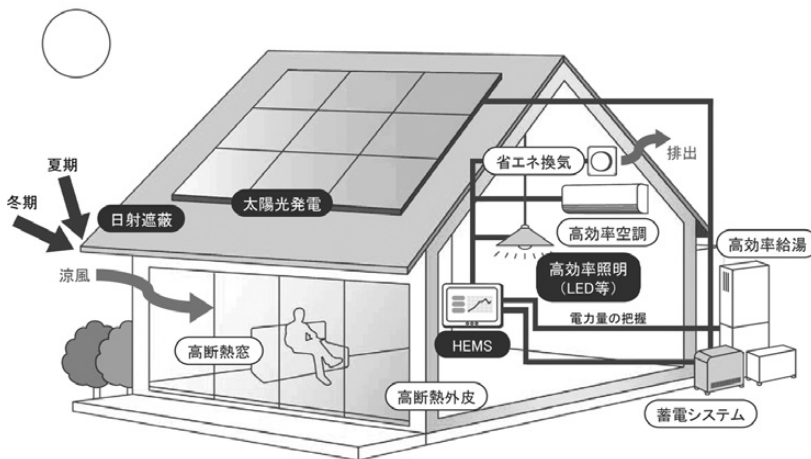
## ○ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH/ゼッチ)について

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH/ゼッチ)とは、高い断熱性能と高効率な省エネルギー設備に加え、太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することで、エネルギー消費量が「正味ゼロ」になることを目指した住宅のことです。

国では、ZEHの普及を目指して、様々な補助制度を実施しています。詳しくは61ページをご覧ください。



ZEH(図示)



ZEHのイメージ

## 7) 空き家バンクと空き家に関連した助成制度

空き家バンクとは、空き家の賃貸・売却を希望する方から申込みを受けた情報を空き家の利用を希望する方に紹介する制度です。

茨城県内でも移住・定住や住み替えなどを支援するため、空き家バンクを設置して、空き家情報をホームページ等で公開している市町村がありますので、ご紹介いたします。

また、空き家に関連した助成制度を実施している市町村がありますので、併せてご紹介いたします。

### 空き家バンク実施市町村

市町村	開始年月
水戸市	R5.3
土浦市	R3.4
古河市	H31.3
石岡市	H30.4
龍ヶ崎市	H30.4
下妻市	H29.4
常総市	H30.4
常陸太田市	H27.6
高萩市	H30.1
北茨城市	H28.5
笠間市	H25.4
牛久市	H29.9
つくば市	H28.2

市町村	開始年月
ひたちなか市	R4.3
鹿嶋市	H30.4
潮来市	H20.11
守谷市	H30.6
常陸大宮市	H20.4
那珂市	H29.12
筑西市	H29.4
稲敷市	H28.4
かすみがうら市	H26.4
桜川市	H29.8
神栖市	H30.11
行方市	H30.8
銚田市	H30.10

市町村	開始年月
つくばみらい市	H30.4
小美玉市	H30.10
茨城町	H28.4
大洗町	H23.6
城里町	H29.7
東海村	R3.3
大子町	H20.1
美浦村	H25.4
阿見町	R2.10
河内町	R3.10
八千代町	R2.10
五霞町	R3.7
利根町	H23.4

※ R6.1 現在

## 空き家に関連した助成制度

①空家等の改修に関する補助(令和6年1月時点) 令和6年度の実施については、各市町村にお問い合わせ下さい。

市町村	空き家関連リフォーム助成制度			
	事業名称	制度概要	補助率	補助限度額
水戸市	水戸市安心住宅リフォーム支援補助金	市内の耐震性が確保された住宅について、市内に本店を有する事業者に依頼して50万円以上のリフォーム工事を行う場合、費用の一部を補助	改修費の1/10	10万円
日立市	日立市空き家利活用リフォーム補助	空き家所有者等がリフォーム後に売却又は賃貸等した場合又は空き家を取得又は賃借した方がリフォームした場合に空き家のリフォーム工事費の一部を補助 補助額50万円(改修費の1/3) ※リフォームローン(1年間相当額)を含む	改修費の1/3 + リフォームローン(1年間相当分)	50万円
土浦市	土浦市空家バンク住宅リフォーム費用助成金	空家バンクに登録された物件を購入した者がリフォームした場合に空き家のリフォーム工事費の一部を補助	改修費の1/10	20万円
古河市	古河市空き家等バンクリフォーム支援補助金	市外在住者が古河市空家バンク登録物件を購入する場合	改修費の1/2	30万円
石岡市	石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金	自己所有又は賃貸借を行う自己の居住に供する住宅のリフォーム工事の一部を補助 ※移住のため、市外から市内に転入する方も対象(空家等に居住する場合のリフォーム可)	改修費の1/10	10万円
龍ヶ崎市	龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金	改修工事費補助金：空家バンクに登録され、現行の耐震基準を満たす等の要件を満たした物件の売買・賃貸契約が締結された購入者(利用登録者)に対して改修工事費を補助	改修費の1/2	50万円
常総市	空家等バンク活用支援補助金	空家等バンクに登録された物件を住宅として活用する場合、修繕の費用の一部を補助	改修費の1/2	30万円
常陸太田市	空き家リフォーム工事助成金	市空家バンク物件を賃貸又は購入し、改修した場合に助成。費用の1/2で、上限額100万円。(地域材使用による加算措置10万円あり) ※空家バンクに登録されている物件であることを要件とする。	改修費の1/2	100万円(110万円)
高萩市	たかはぎ住マイル支援補助金	高萩市物件紹介バンクに登録している物件を取得し、市内施工業者による改修工事を行った場合に、10万円～100万円未満の工事金額の10%を補助する。(工事金額100万円以上は10万円)(R6年度～予定)	改修費用の1/10	10万円
笠間市	空家活用支援補助金	空家バンクに登録された物件を修繕した場合の補助	改修費の1/2	50万円
取手市	住宅リノベーション補助金	市街化区域内における一定水準以上の中古住宅を取得してリノベーション(改修または増築)する費用、または、世帯員増員のためにリノベーションする費用に対して補助するもの。 (満15歳以下のこどものいる世帯、申請者が市内に勤務する場合はともに5万円の加算。)	改修費の1/10	30万円(40万円)
つくば市	①空家活用補助金 ②空家を活用した地域交流拠点づくり支援補助金	①バンク登録物件の売買契約が成立し、定住等の要件を満たした場合に、改修工事に対し補助金を交付 ②地域団体等(区会、NPO法人等)が、空家を活用して新たに地域交流拠点を開設するため、空家の改修工事を行う場合に、工事費用に対し補助金を交付	①改修費の1/2 ②改修費の1/2	①50万円 ②50万円
ひたちなか市	空家等を活用した地域交流拠点づくり支援補助金	空家等を改修し、地域交流拠点として活用する団体に対し改修費を補助	改修費の2/3	100万円
鹿嶋市	既存ストック利活用補助金	移住者による中古住宅の改修費用補助	改修費の2/3	30万円
常陸大宮市	常陸大宮市空き家改修費補助金	空き家バンクを通じて成約した空き家の改修費補助	改修費の1/2	50万円
那珂市	空き家バンクリフォーム助成事業	空き家バンクを通して成約した空き家に対するリフォーム工事費の補助	改修費の1/2	30万円
筑西市	筑西市空家等リフォーム支援補助金(R6～予定)	空き家バンクに登録された物件をリフォームする費用の一部を補助予定	改修費の1/2	30万円
稲敷市	空き家バンク活用促進事業	空き家バンクを通して成約した場合、所有者及び購入者又は賃借者に対し改修費を補助	改修費の1/2	50万円
かすみがうら市	空き家バンクリフォーム事業補助金	空家バンクを通じて成約(賃貸・売買)した場合、改修費を補助	改修費の10/10	20万円
神栖市	神栖市空家利活用促進事業補助金	改修事業：空き家バンク登録物件の所有者及び入居者(賃借人又は購入者)が行う改修工事に対する補助。(移住者の場合は20万円の加算措置あり)	改修費の1/2	100万円(120万円)
鉾田市	空家修繕費補助金	空家バンクを通じ売買にて契約が成立した空家居住者に対し、修繕に要した費用を補助	改修費の1/2	50万円
つくばみらい市	つくばみらい市空家活用補助金	空き家バンク登録物件を購入した方または借主に対し、改修工事費を補助	改修費の1/2	50万円
小美玉市	小美玉市空家活用支援補助金	空き家バンクに登録された物件の修繕費用の1/2を補助(限度額50万円)	改修費の1/2	50万円
茨城町	空家活用支援制度	空き家バンク制度の利用促進を目的とし、空き家登録者または、空家利用希望者に対し、修繕費用の一部を補助	改修費の2/5	100万円
大洗町	空き家利活用リフォーム補助金	新耐震基準の空き家をリフォームして1年以内に売却等した場合、もしくは対象空き家を取得後6か月以内にリフォームした場合にその費用を補助	改修費の1/3	50万円
城里町	リフォーム工事助成金	町内業者施工のリフォーム工事の費用を補助	改修費の1/10	10万円
東海村	東海村空家等解体・リフォーム補助事業	①空家バンクに登録することを目的にリフォームを行う所有者に対し改修費の補助 ②空家バンクから空家を購入した者がリフォームを行った改修費の補助いずれのケースも村内に本店を置く業者が受注した場合、補助上限を20万円上乗せ。 ②の場合、村外からの移住者には補助の上限を20万円上乗せ。村内業者の上乗せと併せて受給できる。	改修費の2/3	80～120万円

市町村	空き家関連リフォーム助成制度			
	事業名称	制度概要	補助率	補助限度額
大 子 町	空き家バンクリフォーム助成金	①空き家バンクに登録されている空き家の所有者に対して、町内業者に発注して行う20万円以上の空き家リフォームに要する経費を助成する。 ②空き家バンク制度を利用し入居後1年以内の空き家入居者及び、リフォームの工事完了後、速やかに当該登録物件に居住する者に対して、町内業者に発注して行う20万円以上の空き家リフォームに要する経費を助成する。	改修費の1/2	①50万円 ②70万円
阿 見 町	阿見町空家等活用補助金	空き家バンク登録物件の売買・賃貸契約が成立し、定住等の要件を満たした場合に、改修費の一部を補助する。ただし、総額20万円以上の工事であること。	改修費の2/3	50万円
境 町	境町住宅リフォーム助成金	町内の施工業者により住宅のリフォーム工事を行った場合、工事費10万円以上100万円未満の場合に工事費の8%、工事費100万円以上の場合に8万円を助成する。	改修費の8/100	8万円
利 根 町	利根町空き家リフォーム工事助成金	利根町空き家・空き地バンクに空き家を登録し、成約した物件の所有者と空き家・空き地バンク利用者のうち、所定の要件を満たす方に、リフォームに要した費用を補助	改修費の1/2	30万円

②空家等の除却に関する補助（令和6年1月時点） 令和6年度の実施については、各市町村にお問い合わせ下さい。

市町村	空き家関連除却費助成制度			
	事業名称	制度概要	補助率	補助限度額
日立市	日立市空き家解体補助金	①空き家解体補助（利活用型）（旧耐震基準の空き家を解体して跡地を売却等した場合） ②空き家解体補助（宅地再生創出型）（旧耐震基準の空き家を解体した場合）	費用の1/3	①50万円 ②30万円
古河市	古河市空家等解体費補助金	古河市空家等解体費補助金交付要綱（老朽化等により周辺的生活環境の保全に影響を及ぼしている空き家等を対象）	費用の1/2	50万円
石岡市	石岡市特定空家等解体費用補助金	特定空家等に認定され、空家等対策特別措置法第14条第1項の助言・指導を受けており、同条第2項の勧告を受けていないこと。	費用の1/3	30万円
結城市	結城市空家等解体費補助金	交付要項における対象判定基準を満たす空家等の解体及び撤去に関し、予算の範囲内において交付するもの。	費用の1/2	30万円
龍ヶ崎市	龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金	・空家等対策特別措置法第12条の求めに対し適正に管理した実績があるが特定空家等に至ってしまった空家で、同法第22条第1項の助言、指導を受け、同条第2項の勧告を受ける前に解体を行うなどの個人を対象 ・道路に面し、倒壊等のおそれのある空家で、公益上市長が必要と認めるもの	費用の1/2	50万円
空間市	空家解体撤去補助事業	管理不全な状態の空家で、空家法や条例の定めにより、助言・指導、勧告等の措置に従い解体撤去した費用の補助	費用の1/2	50万円 居住誘導区域または準居住誘導区域の場合（居宅）80万円（店舗等）200万円
鹿嶋市	既存ストック利活用補助金	特定空家等若しくは不良住宅を解体する者に対し解体費用の4/5、上限30万円を補助	費用の4/5	30万円
常陸大宮市	常陸大宮市空き家等解体費補助金	市内に所有する特定空家及び管理不全空家の解体工事に要する費用（上限額 都市計画区域外：30万円 都市計画区域内：40万円 居住誘導区域内：50万円）	費用の1/2	30～50万円
筑西市	筑西市空家等解体支援補助金	特定空家等に認定され命令を受けていない空家等、または不良住宅と判定された空家等を解体し更地化する費用の一部を補助	費用の1/3	30万円
かすみがうら市	かすみがうら市空家等解体撤去補助金	管理不全状態の空家等の解体撤去工事費用の一部を補助する。	費用の1/2	50万円
神栖市	神栖市空家解体支援事業補助金	事前調査で管理不全状態の空家等、不良住宅、特定空家等のいずれかに該当する場合（管理不全状態の空家等は上限50万円、不良住宅は上限70万円、特定空家等は上限100万円）。	費用の1/2	50～100万円
銚田市	銚田市空家等解体補助金	特定空家等又は空家等になっている「不良住宅」に対する解体費の一部を補助する。	費用の1/2	50万円
つくばみらい市	つくばみらい市空家解体補助金	周辺的生活環境を著しく損なう空き家の解体を促進するため、不良住宅と判定された空き家または市にて特定空家等に認定し、勧告の措置を受けていない空家等を解体する場合に、その解体費の一部を補助する。	費用の1/2	30万円
小美玉市	小美玉市空家解体撤去補助金	管理不全状態の空家で、法の定めるところにより、助言、指導、勧告等の措置に従い解体撤去費用の1/2限度額50万を補助。	費用の1/2	50万円
茨城町	空家等除却支援事業	適切な管理が行われていない空家等の除却を推進し、町民の安全で安心な生活環境の確保を図るため、町内に存在する空家等の除却を行う者に対し、除却工事費用の一部を補助する。	除却工事費用の2/5	50万円
大洗町	空き家解体・利活用補助金	①1年以上使用されていない空き家を解体した場合、上限30万円。 ②解体後1年以内に①の跡地を利活用した場合は、上限20万円（解体費の1/6）を加算。	費用の1/3	30～50万円
城里町	城里町管理不全空家解体撤去補助金	管理不全状態空家等の解体撤去工事の経費の一部を助成	費用の1/3	50万円
東海村	東海村空家等解体・リフォーム補助事業	空き地バンクに登録することを目的に解体を行う所有者に対し解体費の補助 村内に本店を置く業者が受注した場合、補助上限を20万円上乗せ	費用の2/3	80～100万円
美浦村	美浦村空家等解体費補助金	村内の空家で、特定空家又は準特定空家に該当する家屋の解体に関し、予算の範囲内で補助金を交付するもの。	費用の1/3	30万円
五霞町	五霞町老朽空家解体費補助金	老朽化した空家の倒壊等による被害を防止するため、空家の解体に要する費用の一部を予算の範囲内で交付。	費用の1/3	30万円

# 第10章 茨城県からのお知らせ

③空家等に関連した助成制度（令和6年1月時点） 令和6年度の実施については、各市町村にお問い合わせ下さい。

市 町 村	空き家関連その他（リフォーム・除却除く）助成制度			
	事業名称	制度概要	補助率	補助限度額
日立市	日立市隣地統合補助金	隣地を購入し、一敷地の宅地として利用する者に対し、経費（測量費用、登記費用、不動産取得に係る仲介手数料等）の一部を補助	対象経費の1/2	50万円
石岡市	空家バンク活用促進補助金	空家バンクの登録物件を購入した利用登録者及びその所有者に対し、不動産仲介手数料に係る費用の一部を補助	仲介手数料の1/2	5万円
龍ヶ崎市	龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業補助金（家財処分費補助）	空家バンクに登録され、現行の耐震基準を満たす等の要件を満たした物件の売買・賃貸契約が締結された物件の所有者（登録者）に対して家財処分費の一部を補助	費用の1/2	10万円
常総市	空家等バンク活用支援補助金	空家等バンクに登録された物件を住宅として活用する場合、購入の費用の一部を補助	費用の5/100	30万円
常陸太田市	空き家財道具等処分費用助成金	市空き家バンク物件を賃貸又は購入した場合、残されていた家財道具処理費の一部を助成。上限額20万円。 ※空き家バンクに登録されている物件であることを要件とする。	費用の10/10	20万円
高萩市	たかはぎ住マイル支援補助金	高萩市物件紹介バンクに登録している物件を取得した方に対して10万円補助（転入者の場合は5万円加算）	定額	10万円 (15万円)
笠間市	・空家活用支援補助金（①～③） ・空家・空地バンク登録物件流通促進事業補助金（④）	①家財道具処分費用の補助 ②購入費の補助 ③家賃を補助 ④既存住宅状況調査費用の補助	※（）内は居住誘導区域または準居住誘導区域 ①費用の1/2 ②費用の3% ③家賃2ヵ月分（又は4ヵ月分） ④費用の1/2	※（）内は居住誘導区域または準居住誘導区域 ①10万円（20万円） ②30万円（50万円） ③10万円（20万円） ④2万5千円
つくば市	空家活用補助金（家財処分補助）	空き家バンクに登録した物件所有者に対し家財処分費を補助	費用の1/2	10万円
那珂市	空き家バンクリフォーム助成事業	家財処分補助対象経費の一部を補助	費用の1/2	10万円
筑西市	筑西市空き家バンク成約謝礼金等交付事業	空き家バンクを介して売買契約又は賃貸借契約が成立した場合に、物件の登録者（売主・貸主）に成約謝礼金3万円、物件の利用者（買主・借主）に成約報奨金3万円を交付 ※R6年度からそれぞれ10万円に増額予定	費用の10/10	3万円 ※R6年度から10万円に増額予定
稲敷市	空き家バンク活用促進事業	①空き家バンクを通して成約した場合、所有者及び購入者又は賃借者双方に奨励金を交付 ②空き家バンクを通して成約した場合、所有者及び購入者又は賃借者に対し家財処分費を補助	①費用の10/10 ②費用の1/2	①5万円 ②10万円
かすみがうら市	空家等バンク登録奨励金	空家等・空き地バンクに空家等を登録した所有者に対し、バンク登録奨励金を交付	定額	5万円
桜川市	さくらがわ人生応援住宅取得助成金（R5新規）	50歳以下で300万円以上の桜川市内の住宅を取得した場合30万円助成。空家バンク登録物件は10万円加算。 空家バンク登録物件については、年齢・金額の条件無し。	定額	40～140万円
神栖市	神栖市空家利活用促進事業補助金	①家財道具等処分事業：空き家バンク登録物件の所有者・入居者・移住者に物件内の家財道具処分費（1/2） ②成約奨励金事業：空き家バンクを通じて成約された物件の所有者・利用者双方に助成	費用の1/2	①10万円 ②5万円
行方市	空き家バンク成約奨励金	空き家バンクを通じて成約した場合、契約に要した費用を双方に交付	費用の10/10	5万円
銚田市	空家居住助成金	空家バンクを通じて契約が成立した空家に5年以上居住された世帯に対し、一律10万円を助成	定額	10万円
つくばみらい市	つくばみらい市空家活用補助金	空き家バンクに登録した物件所有者に対し、家財処分費を補助	費用の1/2	10万円
小美玉市	小美玉市空家活用支援補助金	①空き家バンクに登録された物件の購入費用の5%を補助（限度額50万円） ②賃借した場合家賃の2ヵ月分（限度額10万円）を補助 ③空き家バンクに登録された物件に残存する残置物撤去費用の1/2を補助（限度額10万円）	①購入費用の5% ②家賃2ヵ月分 ③費用の1/2	①50万円 ②10万円 ③10万円
東海村	東海村空き家等支援事業	村から紹介を受けた専門家（相続、境界等）に対して支払った、相続や境界などの問題解決費用を1/2まで支援。村からの紹介（協定先）及びバンク登録が条件。	費用の1/2	10万円
大子町	空き家利用促進補助金	①空き家入居支度金 空き家バンク制度を利用して空き家に入居し、移住した方に対し、引っ越し費用を補助 ②空き家片付け支援補助金 空き家バンクに物件を登録している所有者等に対し、残存する住宅家財などの撤去若しくは処分に要する経費又は敷地の除草に要する経費を補助	費用の10/10	①3万円 ②10万円
阿見町	阿見町空家等活用補助金	空き家バンク登録物件の売買・賃貸契約が成立した場合、残されていた家財道具処理費の一部を補助する。	費用の1/2	10万円
河内町	河内町空き家活用促進奨励金	河内町空き家登録制度を活用して空き家の売買、賃貸借契約を成立させた場合、所有者と購入者等の双方に対して所定の条件を満たすものに5万円を交付する。	定額	5万円

市 町 村	空き家関連その他（リフォーム・除却除く）助成制度			
	事業名称	制度概要	補助率	補助限度額
八 千 代 町	八千代町転入者住まい応援助成金	本町へ転入し、定住する意思をもって、町内において新築又は中古住宅を取得した方を対象に助成金を交付する。諸条件による加算措置あり。	費用の10/10	(中古の場合) 10～30万円
境 町	子育て世帯等定住促進奨励金	子育て世帯・新婚世帯で新築または購入（中古住宅含む）した場合に50万円を交付する。	費用の10/10	50万円
利 根 町	利根町空き家子育て活用促進奨励金	中学生以下の子供がいる世帯が、利根町空き家・空き地バンクを利用して空き家を購入又は賃借した際、所定の要件を満たす場合に、一律20万円を助成する。	費用の10/10	20万円

## 茨城移住定住ポータルサイト「Re:BARAKI」 茨城県空き家バンク情報検索システム

ホームページ「茨城移住定住ポータルサイト「Re:BARAKI」」内に開設している「茨城県空き家バンク情報検索システム」では、県内市町村から登録のあった空き家バンクの情報を一括検索することができます。

物件情報は、以下のホームページからご覧になれます。

茨城移住定住ポータルサイト「Re:BARAKI」 茨城県空き家バンク情報検索システム

<https://iju-ibaraki.jp/residence>



## 全国版空き家・空き地バンク

国土交通省では、全国の空き家・空き地等の検索が可能な「全国版空き家・空き地バンク」を構築し、空き家・空き地等の流通促進に取り組んでいます。

物件情報は、同バンクを運営する以下の2社のホームページからご覧になれます。

### 【全国版空き家・空き地バンク URL】

○株式会社 LIFULL URL:<https://www.homes.co.jp/akiyabank/>

○アットホーム株式会社 URL:<https://www.akiya-athome.jp/>

## 空き家の適正管理

県では、不動産団体や市町村との連携により空き家の管理業務を行っている不動産業者や、市町村と協定締結しているシルバー人材センターの管理サービス内容について公表しています。

空き家管理業者選定の参考にしてください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/jutaku/minkan/06kodate/akiyatoutaisaku.html>



## 空き家利活用事例集

（一社）茨城県建築士事務所協会では、県と協力し、空き家などにリフォーム・リノベーションを行い、利活用している事例をとりまとめ、事例集『IBARakiya—空き家活用のすゝめー』として公表しています。

詳細については茨城県建築士事務所協会ホームページをご覧ください。

<https://www.i-jk.org/topic/view/27>



## 8) 茨城住まいの情報館

茨城県では、県民が住宅の取得、居住、維持管理、リフォーム、売買等の様々なシーンにおいて安心して的確に判断できるよう支援するため、住宅関連情報の発信拠点として「茨城住まいの情報館」を各所に認定し、県内における広域的な情報提供及び活動支援体制を構築することで、県民が必要な時に必要な場所で、住宅関連情報をわかりやすく享受できる体制の整備を図っています。

また、「茨城住まいの情報館」では、県民の住まいづくりに関する情報アクセスポイントとして、それぞれの認定施設の特色を生かした専門情報を積極的に発信していくとともに、必要な専門情報等の提供先についてもご紹介いたします。

各「茨城住まいの情報館」については次ページからの「茨城住まいの情報館」コーナーをご覧ください。

1-1

1-2

1-3

1-4

2-1

2-2

2-3

2-4

2-5

2-6

2-7

3-1

3-2

3-3

4-1

4-2

4-3

5-1

5-2

5-3

5-4

5-5

5-6

5-7

6-1

6-2

7-1

8-1

9-1

9-2

9-3

10